一四　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部改正関係

1　行政機関の長等からの利用口座情報の提供による登録の特例

㈠　行政機関の長等は、その行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用する一の預貯金口座に関する情報であって公的給付支給等口座登録簿に記録することとされる事項に係るもの（以下この1において「利用口座情報」という。）を保有している場合において、当該預貯金者に対し、次に掲げる事項及び当該預貯金者に係る利用口座情報を内閣総理大臣に提供することについて同意するかどうかを回答するよう求める旨を記載した書面を㈡による方法により送付した上で、当該預貯金者から同意を得たとき（⑵により同意をしたものとして取り扱われることとなる場合を含む。）は、当該預貯金者に係る利用口座情報を内閣総理大臣に提供することができることとした。（第五条の二第一項関係）

⑴　当該同意をした場合において、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは、公的給付支給等口座登録簿に預貯金口座に係る事項が記録されること。

⑵　当該書面が到達した日から起算して三〇日以上が経過した日までの期間としてデジタル庁令で定める期間を経過するまでの間に同意又は不同意の回答がないときは、当該同意をしたものとして取り扱われることとなること。

⑶　各行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、内閣総理大臣に対し、公的給付支給等口座情報の提供を求めることができること。

㈡　㈠による預貯金者への送付は、書留郵便又は書留郵便に準ずるものとしてデジタル庁令で定めるものに付し、かつ、㈠の回答を行うために必要なものとしてデジタル庁令で定めるものを添付して行うこととした。（第五条の二第二項関係）

㈢　内閣総理大臣は、㈠による利用口座情報の提供を受けた時点において、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは当該預貯金者を登録の申請をした者とみなして登録をし、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者であるときはデジタル庁令で定める方法により当該預貯金者に対しその旨及び当該預貯金者に係る公的給付支給等口座情報は変更されない旨を通知することとした。（第五条の二第三項関係）

2　日本年金機構への事務の委託

厚生労働大臣は、1の㈠による事務等（日本年金機構が行うこととされている公的給付の支給等に係る事務に限る。）を日本年金機構に行わせることとした。（第五条の三関係）

一五　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（法律第四九号）（復興庁）

1　特定帰還居住区域復興再生計画及びこれに基づく措置

㈠　特定避難指示区域市町村の長は、福島復興再生基本方針及び認定福島復興再生計画に即して、特定帰還居住区域（特定避難指示区域内の区域（特定復興再生拠点区域の区域等を除く。）であって、特定避難指示の解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指すものをいう。）の復興及び再生を推進するための計画（特定帰還居住区域復興再生計画）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとした。（第一七条の九関係）

㈡　国は、認定特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて行う土地改良事業、砂防工事等の工事であって、福島県等の要請に基づいて内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの等を、自ら行うことができることとした。（第一七条の一三～第一七条の二一関係）

㈢　内閣総理大臣は、認定特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、住民の生活環境の改善に資するために必要となる公共施設等の清掃等の事業を、当該施設を管理する者の要請に基づいて行うことができることとした。（第一七条の二二関係）

㈣　放射性物質汚染対処特措法の特例（第一七条の二三関係）

⑴　環境大臣は、認定特定帰還居住区域復興再生計画に従って、土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理並びに廃棄物の処理を行うことができることとした。

⑵　⑴により環境大臣が行う土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理並びに廃棄物の処理に要する費用は国の負担とすることとした。

2　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令（政令第二〇三号）（法務省）

1　検察審査員、補充員、証人及び法律その他の事項に関し専門的助言を徴せられた者の日当の最高額を八、〇五〇円から八、一〇〇円に引き上げることとした。（第三条第一項関係）

2　この政令は、令和五年七月一日から施行することとした。

◇更生保護法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇四号）（法務省）

1　中央更生保護審査会又は地方更生保護委員会に呼び出された関係人に支給する日当の最高額を八、〇五〇円から八、一〇〇円に引き上げることとした。（第二条関係）

2　この政令は、令和五年七月一日から施行することとした。

◇福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二〇五号）（復興庁）

一　福島復興再生特別措置法施行令の一部改正関係

1　国が認定特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて行う土地改良事業についての福島県の負担金の額は、当該土地改良事業に要する費用の額から、福島県が自ら当該土地改良事業を行うこととした場合に国が福島県に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額とすることとした。（第一九条関係）

2　漁港漁場整備法等の特例

㈠　認定特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて行う漁港漁場整備事業に関する工事、砂防工事等を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示等しなければならないこととした。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を公示等することとした。

㈡　主務大臣が福島県等に代わって行うことができる権限は、他人の土地等に立ち入る権限、工事の費用を負担させる権限等とすることとした。

㈢　㈡に規定する主務大臣の権限は、㈠の規定により公示等された工事の区域につき、公示等された工事の開始の日から当該工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができることとした。ただし、一部の権限は、当該工事の完了又は廃止の日後においても行うことができることとした。

㈣　主務大臣は、福島県に代わって一部の権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を福島県に通知しなければならないこととした。（第二〇条関係～第二七条関係）

3　帰還・移住等環境整備推進法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地は、福島復興再生特別措置法第四八条の一五第二号イからニまでに掲げる事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とすることとした。（第三八条関係）

二　関係政令の一部改正関係

その他関係政令について所要の改正を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。